

令和8年度 地域活性化雇用創造プロジェクト 航空宇宙産業参入促進事業（専門家派遣）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、公益財団法人三重県産業支援センター（以下「支援センター」という。）が、三重県からの委託を受けて実施する地域活性化雇用創造プロジェクトにおける「航空宇宙産業参入促進事業」において、県内企業に対して、航空宇宙産業に係る知見や経験を有する専門家を派遣し、高度ものづくり人材を育成するとともに、派遣先企業の強みの分析、必要となる知識や技術、ターゲット戦略等に係る助言を行うことを目的とする。

（対象事業者）

第2条 本事業の対象となる事業者は、三重県地域活性化雇用創造プロジェクトで指定する図1の対象業種に該当する企業であって、以下の条件をすべて満たす法人及び個人事業主（以下「事業主等」という。）とする。

- (1) 「三重県地域活性化雇用創造プロジェクト賛助会」の会員であること。
（同賛助会規約および入会手続き等は、支援センターのホームページ参照）
- (2) 雇用保険適用事業所の事業主等であること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業を行っていないこと。
- (4) 申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていないこと。
- (5) 交付申請日の時点で、破産法（平成16年法律75号）第2条第4項に規定する破産者であって、復権を得ない者でないこと。

（図1）

【製造業】

(09)食料品製造業、(10)飲料・たばこ・飼料製造業、(11)繊維工業、(12)木材・木製品製造業（家具を除く）、(13)家具・装備品製造業、(14)パルプ・紙・紙加工品製造業、(15)印刷・同関連業、(16)化学工業、(17)石油製品・石炭製品製造業、(18)プラスチック製品製造業（別掲を除く）、(19)ゴム製品製造業、(20)なめし革・同製品・毛皮製造業、(21)窯業・土石製品製造業、(22)鉄鋼業、(23)非鉄金属製造業、(24)金属製品製造業、(25)はん用機械器具製造業、(26)生産用機械器具製造業、(27)業務用機械器具製造業、(28)電子部品・デバイス・電子回路製造業、(29)電気機械器具製造業、(30)情報通信機械器具製造業、(31)輸送用機械器具製造業、(32)その他の製造業

（専門家の派遣申請）

第3条 前条に規定する事業主等のうち、専門家による指導・助言を希望する者は、支援センター理事長（以下「理事長」という。）に専門家派遣申請書（様式第1号）及び添付資料を提出しなければならない。

2 派遣申請の募集期間は、令和9年1月29日（金）までとする。

（派遣専門家の制限）

第4条 派遣する専門家（以下「派遣専門家」という。）は、次の各号の一に該当しない者とする。

- (1) 支援企業における役員等経営陣の4親等以内の親族である者
- (2) 支援企業の発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を所有する企業に在籍する者
- (3) 発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数又は額の株式若しくは出資を、支援企業が所有する企業に在籍する者
- (4) 支援企業との間で、継続して指導・助言を行う契約（顧問契約等）を結んでいる者

(派遣回数、派遣期間)

第5条 支援企業に対する専門家派遣回数は、1社あたり3回程度とする。

2 専門家の派遣期間は、令和9年2月26日（金）までとする。

3 前項1～2を原則とするが、やむを得ない事情による場合は、別途協議のうえ決定する。

(支援企業の決定)

第6条 理事長は、専門家派遣申請書の提出があったときは、次の各号に該当するか適否を判断し、支援企業を決定するものとする。この場合、必要に応じて当該申請者に対する聴き取り等調査を行うものとする。

- (1) 第2条の規定に合致していること。
- (2) 専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。
- (3) その他理事長が必要と認める事項

(専門家の派遣)

第7条 専門家派遣にあたっては、分野、専門性の程度、期待される効果等を考慮して、派遣する専門家を決定するものとする。

2 理事長は、専門家の派遣を決定したときは、対象企業に専門家派遣決定通知書（様式第2号）をもって通知する。

3 やむを得ない事情により、専門家が企業等訪問による現場での支援が困難な場合、またはリモートでも支援の効果が得られると判断する場合には、リモートでの支援を実施する場合がある。

(支援企業、派遣専門家の責務)

第8条 支援企業は、派遣専門家が効率的で効果的な支援が実施できるように、資料・情報の提供や現場・現物の開示等に協力しなければならない。

2 支援企業および派遣専門家は、相互に協力して目的の達成に努めなければならない。

(決定事項の変更及び中止)

第9条 支援企業は、専門家派遣の決定を受けた内容に変更の必要が生じた場合は、ただちに支援センターに対し、専門家派遣に係る変更申請書（様式第4号）を提出し、専門家派遣に係る変更決定通知書（様式第5号）の交付を受けなければならない。

2 支援企業は、専門家派遣の決定を受けた後に中止を申し出る場合は、ただちに支援センターに対し、専門家派遣に係る中止申請書（様式第6号）を提出し、専門家派遣に係る中止決定通知書（様式第7号）の交付を受けなければならない。

(派遣専門家の業務報告)

第10条 派遣専門家は、各回の指導・助言を実施した後、7日以内に支援業務報告書（様式第3号）を理事長に提出するものとする。

(派遣専門家の守秘義務)

第11条 派遣専門家は、専門家派遣業務により職務上知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。派遣期間終了後においても同様とする。

(経費負担)

第12条 専門家派遣に関する下記（1）および（2）の経費は支援センターが負担するものとする。

（1） 派遣専門家への謝金

（2） 支援センターの規程により算出した専門家派遣に係る旅費および宿泊費

2 専門家派遣を受ける事業者の費用負担は無料とする。

3 前項の規定にかかわらず、災害等やむを得ない理由による事業の中止等の場合については、別途協議のうえ決定する。

(その他)

第13条 この要領に定めるものの他、本事業の実施に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月16日から施行する。